

お詫びと訂正

『世界で一番やさしい建築基準法 2025年大改正対応版』初版に誤りがありました。
以下の通り訂正するとともにお詫び申し上げます。

p9

「確認申請が必要な建築物」表内、2号建築物の「用途・構造・規模」

誤：「階数 ≥ 3 」

正：「階数 ≥ 2 」

確認申請が必要な建築物(令和7年4月1日～)【※】 (法6条)

適用区域	分類	用途・構造・規模	工事種別	確認期限
全国	1号建築物【*1】	法別表1(イ)欄に掲げる特殊建築物で、用途に供する床面積 $>200\text{m}^2$	・建築(新築、増築、改築、移転) ・大規模な修繕 ・大規模な模様替(増築してその規模になる場合を含む) ・1号建築物への用途変更	35日
	2号建築物	下記のいずれかに該当するもの ・階数 ≥ 2 ・延べ面積 $>200\text{m}^2$		
都市計画区域 準都市計画区域 準景観地区 知事指定区域【*2】	3号建築物	上記1号・2号以外	建築(新築、増築、改築、移転)	7日

注：防火地域・準防火地域以外で、 10m^2 以内の増築、改築、移転の確認申請は不要

*1：法別表第1(イ)欄の用途の特殊建築物

*2：都市計画区域・準都市計画区域＝都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く

準景観地区＝市町村長が指定する区域を除く

知事指定区域＝都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域

読者の皆様、並びに関係者の皆様には大変ご迷惑をおかけしました。心よりお詫び申し上げます。

2025年3月4日 株式会社エクスナレッジ